

事業報告

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位および担当 ならびに重要な兼職の状況
川路泰三	2024年6月27日	任期満了	取締役マーケティング専務 テクノワークス株式会社代表取締役社長

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務について行った行為（不作為を含みます。）に起因して、当社、株主、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなった損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めており、決定方針は、役員の指名や報酬に関する決定手続きにおいて、客観性及び透明性を確保し、社外役員の見識を十分に生かすため、取締役会の決議に基づき設置した「指名・報酬委員会」が策定した原案を、取締役会で審議し決議しております。決定方針の内容の概要は以下の通りです。

1. 取締役の報酬については、金銭報酬としての月例の固定報酬及び連結営業利益等の業績評価指標の目標に対する達成度合い等に応じて後払い式支給する年1回の賞与のほか、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬について、2021年6月29日開催の第72回定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して金銭報酬債権を支給し、その給付と引き換えに当社の普通株式について発行又は処分を行うものとする。

2. 各取締役の個人別の報酬の総額並びに各報酬の額及び構成割合については、会社の業績及び経営戦略等を踏まえ、各取締役の職責及び業績に応じたものにするとともに、適切なインセンティブの付与がなされるように決定するものとし、かかる観点から、月例の固定報酬については役位に応じた額、賞与については連結営業利益等の業績評価指標の目標に対する達成度合い等に応じた役位別の額の算定方法、譲渡制限付株式報酬については役位に応じたインセンティブとして適切な数を定めるものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容は、役位別の報酬体系によるものとし、役位別の報酬体系及び同報酬体系に則した取締役の個人別の報酬は、「指名・報酬委員会」において原案を策定し、取締役会において、「指名・報酬委員会」が策定した原案を可能な限り尊重して決定するものとする。

取締役会といたしましては、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の役位別の報酬体系に則して決定されており、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役会における協議により、決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。同株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬制度による金銭報酬債権及びその給付と引き換えに発行又は処分する当社の普通株式については、2021年6月29日開催の第72回定時株主総会において年額1億円以内かつ年60千株以内で決定することとして決議しております。同株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は4名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。同株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、役位別の報酬体系に則して、金銭報酬の概ね20%を業績評価指標の達成度合いに応じて年1回後払いの賞与として支給する業績連動報酬としており、経営戦略等を踏まえた事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、事業の収益力が直接的に反映される連結営業利益を主な業績評価指標とし、役位別に、連結営業利益の期首公表予想に対する達成率のほか、株主還元率等も加味したうえで、決定しております。

なお、当事業年度の当社の連結営業利益は46億28百万円であり、期首公表予想に対する達成度合いは98.5%であります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	227 (37)	176 (37)	35 (-)	16 (-)	11 (5)
監査役 (うち社外監査役)	54 (39)	54 (39)	— (-)	— (-)	5 (4)

- (注) 1. 上記賞与は、当事業年度に費用計上した額になります。
 2. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、割当契約により退任までの間の譲渡禁止や一定の場合に当社が無償取得すること等を約したうえで当社普通株式を付与するというものであり、上記の額は、当事業年度に費用計上した額になります。
 3. 上記員数は、2024年6月に退任した取締役1名を含めて記載しております。

事業報告

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	主な活動状況と期待される役割に関して 行った職務の概要	
社 取 締 外 役	鈴木 信哉	取締役会 17/18回 (94%)	指名・報酬 委員会 9/9回 (100%)	取締役会において、長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	小久保 崇	取締役会 18/18回 (100%)	指名・報酬 委員会 9/9回 (100%)	取締役会において、企業法務を専門領域とした弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	濱田 清仁	取締役会 18/18回 (100%)	指名・報酬 委員会 9/9回 (100%)	取締役会において、公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	田村 潤	取締役会 17/18回 (94%)	指名・報酬 委員会 9/9回 (100%)	取締役会において、民間企業における代表取締役としての豊富な経験と高い見識を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	筧 悅子	取締役会 13/13回 (100%)	指名・報酬 委員会 5/5回 (100%)	取締役会において、IT業界に長年在籍した豊富な経験と幅広い見識を生かし、特にIT・DX、人事労務やダイバーシティに関する発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。

(注) 取締役筧悦子氏の出席状況は、2024年6月27日の取締役就任以降のものとなります。

地 位	氏 名	出 席 状 況		主な活動状況と期待される役割に関する 行った職務の概要
社監査外役	鈴木 耕典	取締役会 18/18回 (100%)	監査役会 17/17回 (100%)	取締役会において、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っておりま す。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	中川 秀宣	取締役会 18/18回 (100%)	監査役会 17/17回 (100%)	取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。ま た、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	野間 幹晴	取締役会 18/18回 (100%)	監査役会 17/17回 (100%)	取締役会において、民間企業における社外取締役の経験と経営管理に関する研究を通じた見識を生 かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行 っております。
	柴山 珠樹	取締役会 18/18回 (100%)	監査役会 17/17回 (100%)	取締役会において、金融機関における職務や監査役としての豊富な経験を生かした発言を行ってお ります。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第1項の責任については、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	54
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭	66
その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合のほか、監査品質、職務遂行状況など、諸般の事情等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、適当な監査が期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は解任した旨および解任の理由につき、解任後最初に招集される株主総会において報告することといたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において定めた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンスの管理について必要な事項を定め、もって事業の適正な推進及び企業価値を向上することを目的として、コンプライアンス管理規程を制定し、全ての役職員に法令、定款及び社内規則の遵守はもとより、企業倫理及び社会規範に沿った行動を徹底する。
- ロ. 当社は、当社グループに関わる法令の理解及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修を定期的に実施する。
- ハ. 当社取締役会直属のサステナビリティ委員会は、その配下にコンプライアンス・リスク管理部会を設け、同部会が主体となりコンプライアンス体制の維持及び向上を図るための施策の計画立案及び実施の監督を行うとともに、コンプライアンスに関する事案等の情報共有、分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行い、必要に応じて同委員会を通じて取締役会に報告及び提案を行う。
- 二. 当社代表取締役直属の内部監査室は、他の管理部門や業務執行部門から独立した組織として、業務遂行における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握するため、内部監査規程に従い、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、計画的に内部監査を実施するとともに、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会へ報告する。内部監査における指摘事項については、改善状況を確認し、当社の内部管理体制の適正性を確保する。
- ホ. 当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款及び社内規則に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のためにリスク管理規程等の必要な社内規程を整備し、これに基づく業務遂行を徹底する。
- ロ. 当社は、サステナビリティ委員会の配下にコンプライアンス・リスク管理部会及びマテリアリティ部会を設置し、両部会が連携して当社のリスクを特定するとともに、その顕現化の予防のための対応策の策定及び進捗状況の確認を行う。
- ハ. 当社は、リスクが顕在化し、当社及び関係者に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性がある場合には、危機管理委員会を設置し、迅速な対応を図る。
- 二. 損失の危険の管理に関する状況及び新たに顕現化したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則に従い、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図るとともに、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンス管理規程を定め、全ての役職員に法令、定款及び社内規則の遵守はもとより、企業倫理及び社会規範に沿った行動を徹底するとともに、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督する。
- ロ. 当社は、リスク管理規程を定め、当社グループの全役職員に周知・徹底するとともに、リスクマネジメントに関する研修を定期的に実施する。サステナビリティ委員会配下のコンプライアンス・リスク管理部会は、当社グループのコンプライアンスやリスクに関わる事案等を集約し、その分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行う。また、当社内部監査室は、当社グループの内部監査を実施するほか、内部通報制度の統括部署として、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ハ. 当社管理本部経営企画部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務を適切に支援する。また、グループ各社の代表者で組成する会議を定期的に開催し、経営方針や戦略の共有及び事業進捗の確認等を行う。これらにより子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制を構築する。

- 二. 当社は、当社の取締役又は重要な使用人等を、取締役又は監査役として子会社に派遣する。当該取締役又は重要な使用人等が子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行うことにより、子会社における取締役等の職務執行が法令、定款及び社内規則に適合するように努める。
- ホ. 当社は、上記の体制及び取組み等を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正性を確保するとともに、リスク管理を推進する。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 当社は、監査役直属の監査役室を設置する。監査役室には監査役の職務補助に専従する使用人を置き、その人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するとともに、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属させる。
- ⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- イ. 当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。
- ロ. 当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。
- ハ. 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。
- ⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- イ. 代表取締役及び取締役は、常勤監査役と四半期に1回以上、個別に面談する機会を設け、職務の執行状況について報告するものとする。
- ロ. 取締役は、規程等の整備を通じて指名・報酬委員会をはじめ、サステナビリティ委員会、労務委員会等の重要な会議において、常勤監査役がオブザーバーとして出席できるようにする。

- ハ. 取締役は、常勤監査役が会計監査人から半期及び年度決算のレビュー報告を受けるとともに、内部監査室を交え、会計面でのリスク認識や監査上の論点を四半期ごとに確認する三様監査の実施にあたり、適宜協力する。また、監査役会と会計監査人の連携強化においても適宜協力するものとする。
- 二. 代表取締役直属の内部監査室は、月1回、監査役会で月次の活動報告を行うとともに、年1回、内部監査報告を行う。また、年度の内部監査計画を監査役に説明し、意見交換するとともに、必要に応じて監査役と共同で往査等を行い、監査上の論点や監査の実施事項に係る活発な議論を行うものとする。
- ホ. 代表取締役は、四半期ごとに監査役会との会合を設け、会社が対処すべき課題、監査上の重要な課題等について議論を行うものとする。
- ⑩ 前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めています。

① **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

② **反社会的勢力排除に向けた整備状況**

- イ. 当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応について反社会的勢力排除規程を定め、役職員に対し、周知徹底を図る。
- ロ. 当社管理本部総務部を対応部門として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての取組み**

・当社は、コンプライアンス管理規程を制定し、全ての役職員に法令、定款及び社内規則の遵守はもとより、企業倫理及び社会規範に沿った行動を徹底するとともに、当社グループの新入社員や昇格者を対象としたコンプライアンス研修を実施したほか、各部署において職場内研修を実施いたしました。

- ・当社は、サステナビリティ委員会の配下に設置したコンプライアンス・リスク管理部会を毎月1回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する体制・事案等の確認、分析や対策等の検討を行い、その状況について同委員会が取締役会に報告する体制を構築しております。
 - ・内部監査室は、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会及び監査役会へ報告し、指摘事項については、改善状況を確認いたしました。
 - ・当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用促進を通じて、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めました。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制についての取組み**
- ・当社は、法令、定款及び社内規則に従い、議事録等の記録を作成し、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれを閲覧、点検いたしました。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制についての取組み**
- ・当社は、リスク管理規程に基づき、サステナビリティ委員会の配下に設置したコンプライアンス・リスク管理部会及びマテリアリティ部会が連携して、当社のリスクを特定するとともに、その顕現化の予防のための対応策の策定及び進捗状況の確認を行いました。また、損失の危険の管理に関する状況及び新たに顕現化したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告する体制の構築に努めました。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制についての取組み**
- ・当社は、取締役会規則に従い、取締役会を毎月1回開催したほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図ったほか、職務権限規程等により、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図りました。
- ⑤ **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制についての取組み**
- ・当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督いたしました。
 - ・当社は、コンプライアンス管理規程及びリスク管理規程を定め、当社グループの全役職員に周知・徹底するとともに、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する研修を定期的に実施しました。また、サステナビリティ委員会の配下に設置したコンプライアンス・リスク管理部会は、子会社からリスク及びコンプライアンスに関する事案等の報告を受け、その分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督を行いました。

- ・当社内部監査室は、内部監査の実施と内部通報制度の運用等を通じて、子会社における法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めました。
 - ・当社管理本部経営企画部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務の適切な支援を行いました。また、グループ各社の代表者で組成する会議を年3回開催し、経営方針や戦略の共有及び事業進捗等の確認等を行いました。これらにより子会社の取締役等が効率的に職務を執行できるよう努めました。
 - ・当社は、当社の取締役又は重要な使用人を、取締役又は監査役として子会社に派遣し、各子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行い、法令、定款及び社内規則に適合するように努めました。
- ⑥ **監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制についての取組み**
- ・当社は、監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従し、指揮命令権限が監査役に専属する使用人を配置しております。
 - ・当社及びその子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告し、適宜結果を取締役会において報告いたしました。
 - ・当社の代表取締役及び取締役は、常勤監査役と四半期に1回以上、個別に面談する機会を設け、職務の執行状況について報告を行いました。また、代表取締役は、四半期ごとに監査役会との会合を設け、会社が対処すべき課題等についての議論を行いました。
 - ・監査役は、監査役会のほか、取締役会、指名・報酬委員会、サステナビリティ委員会等の重要な会議等に出席いたしました。
 - ・当社の代表取締役及び取締役は、監査役と会計監査人との間での半期及び年度決算のレビュー結果の報告のほか、内部監査室を加えた三様監査の実施にあたり、適宜協力をしました。
 - ・内部監査室は、監査役会に対し、月次で活動状況の報告を行うとともに、年1回の内部監査報告を行いました。また、必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査に関する事項の共有や議論を行いました。
 - ・監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で会社が負担いたしました。

会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を探ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II 具体的な取組み

(A) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1) 中期経営計画

当社は、外部環境の変化を含む現状の課題認識に鑑み、2030年目標の達成に向けた取り組みを更に力強く推進するべく、2026年3月期を初年度とする5カ年計画「中期経営計画Road to 2030」（以下「本計画」といいます。）を策定し、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

①本計画の方針

当社は、「樹とともに、人と暮らしをつなぎ、はぐくみ、彩りある未来をつくります」を社会的存在意義と定義し、地球温暖化対策として重要な役割を担う森林資源の循環利用に向け、当社のルーツであり、エコマテリアルである木材の利活用を通じて、経済価値のみならず、社会価値及び環境価値の向上と社会

課題解決の一翼を担うべく、本計画に掲げた諸施策を確実に実行していくことで、成長の加速と飛躍的進化を図り、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

②定量目標

本計画最終年度である2030年3月期は、売上高3,000億円、営業利益75億円、親会社株主に帰属する当期純利益45億円を定量目標としております。

また、本計画の主要な財務指標として、計画期間中の投資活動を踏まえ、減価償却費及びのれん償却額を営業利益に加算して本業の収益力を示すEBITDA、資産の効率性を示すROAを設定しています。2030年3月期は、ROE6.0%超、EBITDA100億円、ROA2.0%以上を目標としております。

【資本コストに対する現状分析】

当社の株主資本コストの水準は、CAPMによる推計で5~6%と認識しています。WACCについては、CAPMによる株主資本コストと負債コストを加重平均して2.3~3.4%と算出しています。ROE向上への取り組みを推進し、株主資本コストを上回るROEの実現を目指してまいります。

また、PERは6~7倍程度にとどまっています。これは、当社を取り巻く経営環境や事業の成長可能性に係る将来に向けての株式市場からの評価と考えられることから、当社はこれを真摯に受け止め、PERを向上させるため、本計画に掲げる成長ドライバーを選定し、より収益性の高い事業への経営資源の配分に注力してまいります。

③株主還元

株主の皆様への利益還元を安定かつ充実させるため、今後の成長と競争力強化のための資金需要等を勘案しつつ、中長期的な持続的成長を通じた累進配当を導入しております。本計画では2030年3月期まで毎期7円増配していく計画としております。

また、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの株主の皆様に、より長く当社株式を保有していただくことを目的に、株主優待制度を導入しております。

④成長ドライバー

当社は、2030年目標の達成に向けて、次に掲げる成長ドライバーで取り組みの更なる推進を図ります。

【超・新築】

主要マーケットである新築住宅市場が長期的に縮小傾向にある中、環境貢献度の高い木材の活用や国産材の取り扱い強化を推進するとともに、住宅ストックビジネスの拡大に取り組み、収益基盤の更なる安定に努めてまいります。

- ・国産木材の供給
- ・非住宅木造建築
- ・中古マンション買取再販
- ・賃貸管理
- ・マンション総合管理

【超・物流】

国を挙げてZEH化の動きが加速する中、エネルギー関連商品を含め、躯体・

住宅設備機器等、トータルでの提案販売を強化してまいります。また、規制強化をはじめ変革が進む物流業界において、全国の物流拠点を活用し、建築現場へのラストワンマイル機能を発揮するとともに、部位別施工への対応等、機能強化を図ってまいります。

- ・エネルギー関連商品の供給
- ・物流

【超・領域】

国産材の更なる利活用に向けて、多様な分野でコンポーネントとしての用途を拡大し、付加価値の高い木質マテリアルメーカーを目指します。また、木造建築において設計、積算、発注、施工、物流に至るデータの共有化を図り、業界全体の業務効率化に貢献します。

- ・無垢国産材のコンポーネント展開
- ・木造建築業界の流通プラットフォーム

【主体的な風土の確立】

- ・事業戦略を実現するために必要な人材戦略
 - 住まいと暮らし領域における専門スキルの拡充(有資格者延べ1,500人体制の構築)
 - 外部人材の登用(DX、経営人材)
 - キャリア採用の拡充(2030年までに100名採用)
 - サクセッションプランによる次世代経営層の育成
- ・エンゲージメントの向上
 - 2030年3月期サーベイスコア10ptアップ (2024年3月期比)
- ・DE&I推進
- ・健康経営の推進

【社会的使命の達成】

- ・リスクマネジメント強化
- ・自社排出量 (Scope1・2) の削減及びカーボンニュートラルの継続
- ・サプライチェーン排出量の実質ゼロの実現

⑤環境目標の進捗状況

2026年目標であった当社グループの事業活動におけるScope1 (直接排出)・Scope2 (エネルギー使用に伴う間接排出) のカーボンニュートラルを早期に達成することができました。今後は、自社排出量のカーボンニュートラルを継続しつつ、次なる目標である、2030年にScope3 (サプライチェーンで発生するその他の間接的排出) を含む当社グループのサプライチェーンにおけるカーボンニュートラル、2050年にバリューチェーン全体でのカーボンニュートラル実現を目指してまいります。

(2) サステナブル経営の推進

①サステナビリティ委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役等により構成される「サステナビリティ委員会」を設置しております。本委員会は、サステナビリティに関する事項全般を統括し、当社グループのサステナビリティの推進に関する基本方針や戦略、事業活動等に関する計画及び進捗について審議し、重要事項は取